

平成19年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成19年9月10日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算)

第 6 議案上程・説明

議案第44号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第45号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 決算認定について
(平成 18 年度勝浦市水道事業会計決算)

議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第52号 平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算

議案第53号 平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第 7 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第 6 号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議案第 7 号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 休会の件

開 会

平成 19 年 9 月 10 日 (月) 午前 10 時 00 分開会

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は 18 人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成 19 年 9 月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第 1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。関事務局長。

〔事務局長 関 修君登壇〕

○事務局長（関 修君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成 19 年 6 月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと存じます。

初めに、系統市議会議長会関係について申し上げます。

去る 6 月 19 日、東京都の日比谷公会堂において第 83 回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。定期総会は、会長代行のあいさつに続いて、内閣官房副長官、衆議院議長、参議院議長及び総務大臣からの来賓祝辞があり、続いて、新市として福島県本宮市、福岡県みやま市、京都府木津川市の 3 市が紹介され、次に、永年在職議員の表彰が行われました。

その後、会議に入り、会務報告を承認した後、部会提出議案 23 件及び会長提出議案 3 件を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、部会長、理事、評議員、各委員会委員の選任及び相談役の委嘱が行われ、千葉県関係では、理事に八千代市、評議委員に市川市、我孫子市、習志野市、富津市、白井市が、地方行政委員に市原市、地方財政委員に佐倉市、社会文教委員に袖ヶ浦市、建設運輸委員に松戸市、相談役に政令指定都市の千葉市及び前副会長の松戸市の各議長が選任・委嘱されました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る 9 月 5 日に議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 17 日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日は、この後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第 43 号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、議案第 44 号から議案第 53 号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、決算認定に関しましては、監査委員から決算審査意見の報告をしていただき、その後、議案第 52 号の一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受ける。

続いて、発議案第 6 号及び発議案第 7 号を上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いし、第 1 日目は散会する。

第 2 日目の 9 月 11 日は議案調査等のため休会とし、第 3 日目の 9 月 12 日は定刻午前 10 時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は 4 名であります。

第 4 日目の 9 月 13 日から第 8 日目の 9 月 17 日までは休会とし、第 9 日目の 9 月 18 日は定刻午前 10 時に開会し、議案第 44 号から議案第 53 号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、請願 3 件、陳情 1 件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

なお、議案第 44 号から議案第 49 号までの 6 件につきましては、いずれも決算認定についてであ

りますので、議長が指名する9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いすることとなります。

この委員の選任につきましては、各会派等の議席数割とし、議長の指名により選任されるものと存じます。

第10日目の9月19日から第16日目の9月25日までの7日間は委員会審査等のため休会としていただき、この間、9月19日に総務常任委員会を、9月20日に教育民生常任委員会を、9月21日には建設経済常任委員会を、それぞれ午前10時から開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

最終日の9月26日は、午後1時から本会議を開いていただき、逐次、議案、請願、陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て採決をお願いします。

なお、請願及び陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いします。

その後、追加議案として、勝浦市一般会計補正予算、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて（5議案）及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上7件の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いします。

続いて、会議規則第157条の規定に基づく議員の派遣についてを諮っていただくとともに、各常任委員会等の所管事務調査につきまして、会議規則第97条及び第103条の規定に基づく閉会中の継続調査に付することを諮っていただく。

次に、継続費精算報告書について及び専決処分報告について、以上2件について市長の報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして諸般の報告を終わります。

市 長 の 行 政 報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成19年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、9月6日から7日にかけての台風9号の被害についてであります。人的被害並びに強風、洪水による甚大な被害は発生しておりません。

なお、詳細につきましては、ただいま調査中であります。

次に、去る7月14日から15日にかけて接近しました台風4号による最終の被災状況について申

し上げます。

避難者につきましては、7月の勝浦市議会臨時会の行政報告で申し上げました30名で変更はなく、人的被害はございませんでした。

家屋関係におきましては、全壊家屋1件、床上浸水33件、床下浸水59件で、計93件。道路・河川関係におきましては、法面崩壊、路肩決壊等で110件、河川の護岸決壊等が24件、民地裏山崩壊等が48件で、計182件。また、農林・水産関係におきましては、田畑の法面決壊等が48件、農業施設の被災が29件、山地の法面決壊・その他で8件、漁港区域内赤道の路面陥没等4件で、計89件でありました。

また、災害箇所の未復旧箇所につきましては、道路7件、河川3件を公共土木施設災害復旧事業で、農地7件、農業用施設3件を農地・農業用施設災害復旧事業で、保安林の崩壊1件につきましては治山事業で対応しております。

なお、公共災害復旧事業対象外の道路・河川関係の法面・路肩決壊等で74件、赤道・水路等で26件及び農林・水産関係の5件につきましては、市単独事業で対応したいと考えております。

今後においては、台風、大雨等についての情報の把握に努め、災害防止に努力してまいりたいと考えます。

次に、平成19年度夏季海水浴客の入り込み状況について申し上げます。

ことしの夏は、梅雨明けがおくれたこと及び海水浴場の開設を例年より1週間おくらせ7月21日土曜日からとしたことによりまして、7月中の入り込み数は昨年と比較し約3万4,000人減の約4万3,000人でありましたが、8月は台風の影響もなく、天候に恵まれ、海水浴場閉鎖も例年より1週間遅い8月26日日曜日までとしたため、昨年より約2万7,000人増の約30万5,000人となり、開設期間合計で昨年に比較し約7,000人減の34万8,000人でありました。

次に、海中公園センターの7月、8月入園者につきましては、昨年対比5,522人減の3万4,632人でありました。

その他、夏の恒例イベントであります勝浦若潮まつり花火大会は、天候にも恵まれ、昨年に比較し約4,000人増の3万9,000人の来場者がありました。

次に、勝浦測候所の観測体制の変更について申し上げます。

勝浦測候所につきましては、明治35年6月に創立以来、勝浦市及び近隣市町の地域住民の生命、財産を災害から守るための気象情報の提供に多大な功績を上げてきたところであります。

測候所の業務につきましては、近年の科学技術の進展により、地震観測、気象観測を気象衛星、気象レーダーアメダス観測網、計測地震計ネットワーク等の整備により、監視能力が飛躍的に向上し、人手による観測業務から機械化での対応が可能となったことから、平成19年10月1日から勝浦測候所は職員が常駐することなく、全面機械化による観測業務を実施することとなりました。

なお、観測データを含む各種の気象情報の提供につきましては、天気予報等の情報発表を担当している最寄りの地方气象台等が行うことにより、地域における防災気象情報の提供に支障はないということであります。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（末吉定夫君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、黒川民雄議員及び児安利之議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（末吉定夫君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は歳入歳出予算及び地方債の補正であり、平成19年7月14日から15日の台風4号により被害を受けた公共土木施設等の復旧に要する経費、測量等に要する経費、治山施設に係る緊急整備事業費、警戒出動に要する経費及び住宅等浸水に伴う感染症の発生予防に要する経費について、緊急を要することにより、8月7日に専決処分いたしましたので、議会の承認を求めようとするものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算については、既定予算に3,628万8,000円を追加し、これにより予算総額は68億8,095万3,000円となりました。

歳出予算におきましては、衛生費に住宅等浸水に伴う感染症の発生予防に要する経費として10万5,000円を追加し、農林水産業費に小規模治山緊急整備事業費として890万円を追加し、消防費に災害警戒及び出動に要する経費として584万4,000円を追加し、災害復旧費に災害復旧経費及び

測量等に要する経費として2,143万9,000円を追加したものであります。

これに対する財源として、歳入予算に県支出金6万5,000円、繰越金2,888万7,000円、諸収入303万6,000円、市債430万円を追加計上したものであります。

地方債につきましては、現年発生単独災害復旧事業債を追加したものであります。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 台風襲来による災害発生に伴う補正の専決だと思うんですが、市長が行政報告の中で台風9号の被害状況を細かく、農林水産関係を含めて、公共的な道路・河川も含めて、数字も示しながら行政報告をされたわけですが、私、この台風が来た時点で市長に申し入れを行いました。つまり、具体的に道路決壊や河川決壊があらわれた被害状況は、役所の環境防災課、担当課によって、各種団体との連携の中ではほぼ把握はできると。しかし、例えば私の住んでいる上本町のいわゆる川端川筋の一带などは、現実には河川決壊とか、目に見えた決壊とか崩壊はない。しかし、床上浸水、床下浸水も含めて、現実にはかなりの被害があった。そして、あの近辺の車庫に格納していた車などは、20数台ですかね、エンジンよりも上まで浸水して使い物にならなくなってしまったという現実なわけです。しかし、それは台風一過、一たん水が引いてしまえば、今まで何が起こったか全然わからないような現況に返っている。

今、例として挙げましたが、こういう箇所が市内には幾つもあるわけですね。あるいは市長のお宅から川津に向かった、いわゆる川津田圃のトンネルの手前の一带の山から落ちてくる、かなりの水量による浸水。こういうことについて申し入れの内容は、この際、大変だけれども、市政協力員である区長の方々や、その下にいる部長の方々、あるいは町内会によって組長とも言いますけれども、そういう方々の協力を得ながら、この際、この9号の教訓、このくらいの雨量が一定の時間で雨が降ったときに、この地域でこの程度の水が出る、あるいはそれに伴う浸水が起こる、こういうことを把握しておいて、9月の台風シーズンが間もなく来るんだから、それに備えたらいいじゃないか。あるいは来年以降も、やはり台風シーズンにはそういうことが起こるわけですから、具体的にあらわれた崩壊、崩落は公共事業や災害復旧事業で手当てできるけれども、この際そういう点検を行って実情を把握しておいて、そして市の単独事業や、あるいは補助事業も含めて、それに計画的に備えていくというようなことをぜひやってもらいたいということを申し上げました。それに対して市長は前向きな回答で、ぜひそれは必要なことだからやっていこうじゃないかというような趣旨の話でありましたけれども、そういう点、今の行政報告、あるいは専決した補正予算との関連でそういう立場はとられたのか、あるいは今後どういう立場でそういうことをやっていこうとしているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 議員の要望につきましては、従来と違って多くの場所で被害が甚大になっているということで、情報の収集は従来と違ってきめ細かく区長並びに関係者の方々から集めるように、そして将来、こういう雨はまた地域的にあり得ることですから、それに対する準備として対応していかなければいけない、対策を考えてもらいたいということは申し上げました。そして、今回の予算についても、従来より細かな面まで配慮がなされているという状況と私は考えております。それは、ここが落ちたというようなこともあるでしょうけれども、大方においては、小さい法面の崩落

とか、そういう面も考慮に入れて補修、改修する予算というふうに考えました。

なお、住宅地での浸水による床上浸水、これは地域的に市内ですとほぼ推測される地域であります。それはまた特別な対応策として地域の区長さん並びに部長さんを交えて、これから先、対策を具体的に立てる必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 児安利之議員。

○10 番（児安利之君） 私の経験している中では、退職した滝口敏夫議員と 7 人が新人で、昭和 46 年に初めて議員になったわけですけど、その年に大水害が起こった。大多喜の、きょう、広域水道関係の、ダム関係の全員協議会で報告があるそうですけれども、とにかくあの八声の一带も全部水浸しになって、勝浦ももちろんって、そのときに当時の古川水道課長が土砂崩れで埋まって亡くなられたという忘れられない経験も持っておりますが、そのとき以来の大水害だと私は認識しています。しかし、あの教訓から、例えば出水の旧電電公社通りなどを横断する排水改良とか、あるいは勝浦地区の川端川の排水改良とか、それによって約 40 年間、目に見える水害は起こらなかった。しかし、今回、それでもなお、例えば勝浦区のあそこの一带の水害が起こったわけですけども、46 年災のときには退職した江沢収入役が胸まで浸かって、あの川端一带を、失礼だが、背が低いんで、ぴょんぴょん跳びはねながらでないと首まで浸かってしまうというような状況の中でやったという、この間、笑い話で過ごしましたが、笑えない、本当にすごい水害だった。それに匹敵するような今回の水害であるので、ぜひ今言ったようなことをきちっと、この程度の降雨量の場合にはこういう状況になるんだというのを隅から隅まで把握する上で、災害時でない状態の中で、地元が一番よく知っているわけですから、区長や、その下の部長など、あるいは近隣の人から意見というか、ありのままの状況を聴取して行政が把握するというのをぜひ引き続きやってもらいたい。そのことを強く要望しておきます。

もう一つ、担当課長でもいいんですが、たしか勝浦区長がもう既に申し入れが行われているかどうか分かりませんが、あの川端川の構造的な欠陥と言えば欠陥なんです、浜勝浦川に通ずる、上の方から、川津の方から来る水と、沢倉の上の方から来る水との合流点において、それがぶつかり合いながら飽和状態になってしまうというのがあります。これについてやはり、今、現地を見ると、故屋代富造さん宅とか、あるいは田中屋さんの商人旅籠とか、全部空き家になって、すべて本行寺さんの土地と建物になっているはず。もともと土地は本行寺の西川さんの土地ですから、本行寺の寺地ですから。このところは、そういう意味では現に居住していないところですから、場合によってはあのデルタ地帯というか、水路の、川端川の三差路地帯、この辺の河川の拡幅を、あるいはアールをもっと大きくとることによって浸水から逃れることができるというふうに昔から考えられているんですが、そういう点の改良なども、やはり現地の実情を踏まえるならば、すぐはできないかもしれないけれども、やはり改良に向かって逐次やっていく必要があるというふうに思うんですが、その点、区長からの申し入れ、その他についてもどうなのか、お答えいただきたい。前段は要望ですから結構です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。今、議員からお話がありました勝浦区長初め役員の方と現地を見ております。それで、うちの土木の係長と、管理の係長、あと技師 1 名で今後の対応ということで、現場で区長及び役員とお話いたしました。その中で、今言われました三方からどうしても浜勝浦川のほうへ合流する関係がございますので、早急とはいきませんけども、そこ

ら辺の対策につきましては、先ほど市長からも答弁ございましたけども、なるべく早い時期に検討していきいたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 43 号につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 43 号は承認されました。

議案上程・説明

○議長（末吉定夫君） 日程第 6、議案を上程いたします。

議案第 44 号ないし議案第 49 号、以上 6 件を一括議題といたします。本案はいずれも決算認定についてであります。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第 44 号から議案第 49 号まで、以上 6 件の決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この 6 件の議案は、いずれも平成 18 年度の各会計決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第 44 号について申し上げます。本件は、平成 18 年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

平成 18 年度の本市の財政運営は、三位一体の改革による一般財源等の縮減が市民サービスに与える影響を最小限にとどめることに配慮し、歳入面では財源の確保に努める一方、歳出面では経費の節減合理化に努め、限られた財源の効率的な執行に留意し、第 3 次実施計画の初年度として、平成 17 年度から平成 18 年度までの 2 か年継続事業により全面的に改築することとした勝浦小学校の改築事業を初め、小学校統合に係るスクールバス運行事業、子育て支援の拠点としてのつどいの広場事業、防災アセスメント調査事業、地方特定道路整備事業、道路・交通基盤の整備、産業の振興

等、市民福祉の向上と市政の発展を図るための諸施策、事業を実施いたしました。

その結果、決算規模は歳入で76億7,855万8,863円、歳出で74億4,379万4,369円であります。歳入歳出差引残額は2億3,476万4,494円となりました。この決算規模は、前年と比較いたしますと、歳入面で1億6,422万6,902円の減、歳出で7,624万7,725円の減であります。

次に、議案第45号について申し上げます。本件は、平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で2億2,549万8,792円、歳出で2億2,433万829円であります。歳入歳出差引残額は116万7,963円となりました。歳出の主なものは、総務費では人件費、事業費では賄い材料費であります。

次に、議案第46号について申し上げます。本件は、平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で27億7,478万5,077円、歳出で25億7,442万1,801円であります。歳入歳出差引残額は2億36万3,276円となりました。国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は16億7,135万6,842円で、前年度の16億2,187万4,616円に対し、4,948万2,226円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で7,443万5,014円、歳出で7,385万6,734円あります。歳入歳出差引残額は57万8,280円となりました。国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ9,969人となりました。

次に、議案第47号について申し上げます。本件は、平成18年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入歳出ともに23億4,755万8,608円あります。したがって、歳入歳出差引残額はございません。老人保健法の規定に基づき、75歳以上の者及び一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の者を対象に医療費の給付を行いました。

次に、議案第48号について申し上げます。本件は、平成18年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で13億1,826万5,605円で、歳出で12億9,436万9,682円あります。歳入歳出差引残額は2,389万5,923円となりました。介護保険の主たる事業費であります保険給付費は12億2,066万60円で、前年度の11億8,254万4,677円に対し、3,811万5,383円の増となりました。

次に、議案第49号について申し上げます。本件は、平成18年度勝浦市水道事業会計決算であります。

業務状況につきましては、年間総給水量370万302立方メートル、1日最大給水量1万3,376立方メートル、1日平均給水量1万138立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益8億5,886万1,487円に対し、水道事業費用7億4,855万8,201円であり、1億1,030万3,286円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億8,285万4,050円に対し、資本的支出は4億8,176万6,161円あります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,891万2,111円は、当年度分消費税

資本的収支調整額 1,207 万 2,804 円、過年度分損益勘定留保資金 8,222 万 1,500 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 461 万 7,807 円で補てんいたしました。

以上で議案第 44 号から議案第 49 号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、本案に関し、監査委員であります丸 昭議員から、当該決算審査意見の報告を求めます。丸 昭議員。

〔13 番 丸 昭君登壇〕

○13 番（丸 昭君） ただいま議長からご指名がありましたので、平成 18 年度勝浦市一般会計、同学校給食共同調理場特別会計、同国民健康保険特別会計における事業勘定及び直営診療施設勘定、同老人保健特別会計、同介護保険特別会計の決算審査を去る 8 月 2 日、3 日の 2 日間、また、平成 18 年度勝浦市水道事業会計の決算審査を 7 月 9 日に実施いたしましたので、監査委員としてその結果についてご報告申し上げます。

初めに、一般会計、学校給食共同調理場特別会計、国民健康保険における事業勘定及び直営診療施設勘定特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、以上 5 件の決算について申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、その他政令等で定める書類が適法に作成され、予算の執行が地方自治法並びに地方財政法等、関係法令の規定の趣旨に沿って実施されたか、計数は正確であるか等に主眼を置き、関係職員から説明を受け、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、その他政令等で定める書類は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で決算は適正なものと認められました。

平成 18 年度における我が国の経済は、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、景気は消費に弱さが見られるものの、民間需要中心の回復は続いてきたが、長引く景気低迷により、依然として本市の財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況下にあつて、第 3 次実施計画の計画達成に向けた主な事業としては、平成 17 年度から平成 18 年度に至る 2 か年継続事業の勝浦小学校の改築事業、小学校統合に係るスクールバス運行事業、教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業、中学生海外派遣事業、社会体験学習事業などの実施による教育水準の向上、農道舗装事業などの農業基盤整備事業、アワビ種苗放流事業、漁獲共済事業を初めとした農林水産業の振興事業、かつうらビッグひな祭り開催事業などの各種イベントの開催による観光・商工業の振興事業、鶴原 1 号橋整備事業、市道整備事業による道路交通基盤の整備、市営住宅改築事業による住宅の整備、子育て支援の拠点施設として児童館におけるつどいの広場事業、放課後児童健全育成事業、母子保健事業等の社会福祉の充実、防災アセスメント調査事業、市民バス運行路線の拡充や健康増進事業を初めとした保健・医療対策事業の実施など、市民福祉の向上と市政の発展を図るための行政各般にわたる施策事業の実施に努力されたことが認められました。

また、各特別会計についても、それぞれ所期の目的を達成されているものと認められました。

次に、財政状況について見ますと、一般会計の歳入における自主財源率は 43.2%であり、前年度に比べ 0.5 ポイント下回っており、また、普通会計における財政分析の各指標を見ると、財政力指

数が0.561、経常収支比率97.5、公債費比率13.1%と、引き続き厳しい財政運営がうかがえます。

なお、市税を初めとする財源の確保に努力されている職員の労は多とするところであります。市税につきましては、収入額が歳入の調定に対して77.1%で、前年度に比べ0.1ポイント下回り、収入未済額は5億1,993万5,880円で、前年度に比べ7,591万7,824円の減となっております。

また、国民健康保険税につきましては、収入額が歳入の調定に対して69.9%で、前年度に比べ2ポイント下回り、収入未済額は4億2,617万1,489円で、前年度に比べ4,939万1,901円の増加となっております。

市税及び国民健康保険税の収入未済額は合計で9億4,610万7,369円となっております。

介護保険料につきましては、収入額が歳入の調定に対して94.7%で、前年度に比べ0.2ポイント下回り、収入未済額は1,055万8,200円で、前年度に比べ190万3,100円の増加となっております。

したがって、これらを踏まえ、今後の行財政運営に当たっては、財政状態が一層厳しさを増している中、歳入の根幹をなす市税を初めとする各種の収入の確保は極めて重要であります。特に、市税、国民健康保険税等において多額の収入未済額及び不納欠損額を生じており、今後も市民の信頼を確保するため、また、自主財源の安定的確保及び負担の公平性の見地からも、実効性ある徴収対策を講じ、不納欠損に結びつかないよう適切な債権管理を行い、未収金の早期の回収に努力されるよう望むものであります。

また、各種の補助制度は、行政施策推進のため重要であるが、社会経済情勢の変化に応じて、その必要性や有効性などの検証を行い、負担金や使用料については、負担の公平性や受益者負担の見地から、制度の周知・啓発とあわせて定期的な見直しを実施し、今後もより適正な取り組みを図る必要があると思われます。

財政環境を見ると、歳入面では急速な少子高齢化の進展などにより市税等の収入率の減少に加え、国の三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化や、地方交付税の改革等により、これまでのような財源の確保は難しい状況にあるものと思われます。

一方、歳出面では、地域の活性化、安全安心の推進、少子化への対応、教育・福祉の充実など行政需要は多様化するなど、財政需要は山積しており、多額の財源が必要と見込まれています。

このように、本市の財政運営を取り巻く環境は依然として厳しさが続くものと予想されることから、この厳しい財政状況に対し、職員一人一人が危機意識を持ち、財政健全化に向け、市税等の収入率の向上を初め財源の確保に努めるとともに、歳出においては事務事業の合理化、経費の節減等、行政コストの削減にさらに取り組み、より効率的な執行により市民ニーズに的確に対応した行政サービスができるよう要望するものであります。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました水道事業会計の決算書及び付属書類が地方企業公営法の規定に準拠して作成され、企業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定されている基本原則に沿って目的どおり執行されたか、さらには決算諸表と関係帳簿の照合による計算の正否の確認等に主眼を置いて、関係職員から説明を求め実施いたしました。

その結果、決算については、いずれも適法なものと認めたところであります。

まず、業務実績についてであります。給水人口2万1,276人、給水戸数9,185戸、給水普及率96.2%、年間総給水量370万302立方メートル、有収水量268万1,055立方メートル、有収率72.5%となっており、有収率では前年度を0.7ポイント下回りましたので、今後も有収率の向上を期する

ため、漏水調査等の実施について一層努力をされるよう望むものであります。

次に、経営内容についてであります。収益的収支で総収益 8 億 5,886 万 1,487 円に対しまして、総費用 7 億 4,855 万 8,201 円で差し引くと 1 億 1,030 万 3,286 円の当年度純利益が計上されました。

また、水道使用料金の収納率は 97.6% で、前年度に比較して 0.1 ポイント下回っており、未収金を前年度と比較しますと、266 万 3,672 円増加し、2,096 万 3,254 円となっているので、受益者負担の公平を期する上からも徴収体制の強化を推進し、未収金の早期回収に努められることを望むものであります。

さらに、有収水量 1 立方メートル当たりの供給単価は、給水原価に比較して 36 円 35 銭上回り、1 億 1,030 万 3,286 円の純利益となり、前年度からの繰越欠損金 4,106 万 414 円を差し引くと、6,924 万 2,872 円が当年度未処分利益剰余金として計上されることになりました。

今後の事業運営に当たっては、生活様式の変化、節水意識の定着や給水区域内人口の減少により水道料金収入の増加は見込めない状況であり、また、さらに災害時における対応や、将来にわたって安定した給水体制を維持していくための施設の整備、漏水防止対策としての老朽管の更新など、今後も設備投資が必要であり、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、引き続き職員一人一人が経営感覚を持って、公営企業の経営の基本原則である公共性・経済性を十分認識し、安定した企業としての経済性を発揮し、より安全でおいしい水の安定供給に努められ、事業の目的である公共の福祉を増進されるよう要望するものであります。

なお、各会計の決算概要につきましては、お手元に配布してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださるようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成 18 年度各会計の決算審査結果についての報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって報告を終わります。

11 時 15 分まで休憩いたします。

10 時 59 分 休憩

11 時 15 分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 50 号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 51 号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第 50 号及び議案第 51 号について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 50 号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、日本郵政公社の解散及び新会社の設立のための郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 19 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

また、政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例につきましては、郵政民営

化に加えまして、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 19 年 9 月 30 日から施行されることに伴い、あわせて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 51 号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が、従来、電気・ガス・水の供給・電気通信の役務の提供または不動産を借りる契約についてでありましたが、平成 16 年 11 月の地方自治法の一部改正により、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすような契約について、条例で定めることにより、新たに長期継続契約として締結することができることとなったことから、その対象範囲及び期間等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

以上で議案第 50 号及び議案第 51 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 52 号 平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算、議案第 53 号 平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第 52 号及び議案第 53 号について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 52 号について申し上げます。本案は、平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。内容について申し上げますと、歳入歳出予算におきましては、既定予算に 9,255 万 1,000 円を追加し、予算総額を 69 億 7,350 万 4,000 円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、情報管理費を主に 717 万 2,000 円を追加し、民生費におきましては、障害者福祉費を主に 2,156 万 5,000 円を追加し、衛生費におきましては、老人保健費を主に 1,379 万 3,000 円を追加し、農林水産業費におきましては、頑張る地方応援プログラムとして市民農園設置事業費及び有害鳥獣捕獲事業費を含む農業振興費を主に 938 万 2,000 円を追加し、商工費におきましては、観光費を主に 52 万 5,000 円を追加し、土木費におきましては、道路維持費を主に 1,101 万 4,000 円を追加し、消防費におきましては、災害対策費を主に 240 万 4,000 円を追加し、教育費におきましては、学校給食費を主に 53 万 6,000 円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費に 2,616 万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源としまして、分担金及び負担金 24 万 1,000 円、国庫支出金 717 万 6,000 円、県支出金 472 万 2,000 円、寄附金 200 万円、繰越金 4,282 万円、諸収入 269 万 2,000 円、市債 3,290 万円を追加計上しようとするものであります。

地方債においては、自然災害防止事業債ほか 3 件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第 53 号について申し上げます。本案は、平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に 2,389 万 5,000 円を追加し、予算総額を 12 億 9,654 万 6,000 円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、保険給付費におきましては、要介護 1 から要支援 2 へ移行する者の割合が当初見込みを下回るため、介護予防サービス等諸費で 2,363 万 9,000 円を減額し、介護サービス等諸費に 2,363 万 9,000 円を追加しようとするものであります。

諸支出金におきましては、償還金及び還付金に 1,093 万 8,000 円を追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に 1,295 万 7,000 円を追加しようとするものであります。

これに対する財源としまして、歳入予算に繰越金 2,389 万 5,000 円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第 52 号及び議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第 52 号 平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算（第 4 号）の補足説明を申し上げます。

説明は事項別明細書によりまして歳出から申し上げます。恐れ入りますが、18 ページをお開き願います。

総務費であります。総務管理費のうち一般管理費に 27 万 2,000 円の計上であります。旅費 27 万 2,000 円につきましては、視察旅費で、市議会常任委員会等の行政視察研修に執行部側の関係職員も同行させていただくための旅費の計上であります。

財産管理費につきましては、財源の組み替えであります。

情報管理費に 1,866 万 1,000 円の計上であります。委託料 1,866 万 1,000 円は、住民情報システム修正業務委託料で、この内訳につきましては、後期高齢者医療制度に対応するため、住民情報システムのうち保険資格や保険料の付加徴収システム等を改修する費用として当初予算に 3,300 万円を計上してありますが、その後、国から詳しいシステム概要が示されたため、これに沿ったシステム構築に必要な追加費用として 1,811 万 5,000 円を計上いたしました。それともう一点、生活保護法の一部改正に伴う生活保護システムの改修費用といたしまして 54 万 6,000 円を合わせて計上したものであります。

選挙費のうち県議会議員選挙費 112 万 7,000 円の減額及び次の市議会議員選挙費 1,052 万 2,000 円の減額につきましては、いずれも選挙執行に伴う精算による減額であります。

20 ページをお開き願います。土地改良区総代選挙費 28 万 7,000 円の減額につきましては、無投票による減額であります。

統計調査費のうち各種統計調査費に 17 万 5,000 円の計上であります。この内容につきましては、5 年ごとに実施されます全国物価統計調査の調査対象地区に勝浦市が指定されましたので、節、説

明欄に記載のとおり、調査に必要な予算を計上したものであります。

24 ページをお開きください。民生費であります。社会福祉費のうち社会福祉総務費に 23 万 3,000 円の計上であります。8 節報償費 18 万 2,000 円のうち、民生委員児童委員退任報償費 12 万円につきましては、本年 11 月 30 日の任期満了に伴い退任される 20 名分の報償費であります。孝養賞賞賜金 6 万 2,000 円につきましては、当初予算に 2 名分を計上してありますが、対象者が 4 名と見込まれるため、2 名分を追加計上したものであります。

障害者福祉費に 1,572 万 5,000 円の計上であります。委託料 130 万 5,000 円のうち地域活動支援センター事業委託料 123 万 6,000 円につきましては、県内市町村の共同委託の単価増額に伴うものであります。扶助費 1,385 万 3,000 円のうち身体障害者更生医療給付費 1,342 万 7,000 円につきましては、生活保護受給者のうち人工透析等患者にかかわる医療費が 19 年 3 月診療分から更生医療給付費の対象に制度改正されたための追加計上であります。

次の指定居宅介護支援事業費 297 万 9,000 円の計上につきましては、特別養護老人ホーム総野園に委託している居宅介護支援事業業務委託料で、委託件数の増に伴うものであります。

児童福祉費のうち児童福祉総務費に 190 万円の計上であります。賃金 167 万 7,000 円につきましては、臨時職員賃金で、かつうら放課後ルーム指導員の 1 名増員によるものであります。

母子福祉費に 198 万 6,000 円の計上であります。扶助費 198 万 6,000 円につきましては、児童扶養手当で対象者の増に伴う追加計上であります。

保育所費に 45 万円の計上であります。需用費 5 万円につきましては、東保育所の屋根の修繕料であります。工事請負費 30 万円につきましては、中央保育所の保育室蛍光灯の増設工事であります。

26 ページをお開き願います。備品購入費 10 万円につきましては、上野保育所の来客用のチャイム並びに総野保育所のデジタルカメラの購入費であります。

次の児童館費の 176 万円の減額につきましては、臨時職員賃金で、当初予算に 2 名分を計上してありましたが、正職員が 1 名 4 月から配属されましたので、1 名分を減額するものであります。

28 ページをお開き願います。衛生費であります。保健衛生費のうち環境衛生費に 45 万円の計上であります。役務費 16 万円につきましては、市道部原布施線沿いに不法投棄されました一般廃棄物の収集及び運搬手数料であります。委託料 29 万円につきましては、不法投棄産業廃棄物運搬処理業務委託料で、市道松野中倉市野川線沿いに不法投棄されました廃塗料の入ったドラム缶の処理費用であります。

老人保健費 1,056 万 8,000 円の計上につきましては、後期高齢者医療制度対応システム開発業務委託料で、千葉県後期高齢者医療広域連合へ提供するデータを作成するシステムにかかわる経費でありまして、当初予算に 1,500 万円を計上してありますが、先ほど情報管理費でも説明いたしましたとおり、国から詳しいシステム概要が示されたため、これに沿ったシステム構築に必要な費用を追加計上したものであります。

清掃費のうち塵芥処理費に 7 万 5,000 円の計上であります。備品購入費 7 万 5,000 円につきましては、塵芥処理施設のディスプレイ 2 台の購入費であります。

し尿処理費 270 万円の計上につきましては、衛生処理場の重油タンク改修改築工事費であります。

30 ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農業振興費に 598 万 3,000 円の計上であります。この内容を申し上げますと、交付税措置のあります頑張る地方応援プログラ

ムとして2つの事業にかかわる予算を計上いたしました。

まず1件目は、市民農園設置事業であります。この事業の目的につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により遊休農地が増加しているため、農地の保全と活用を図る一つの手法として市民農園を開設することといたしました。今年度、市内大楠地先の遊休農地 35 アールを借り受け、ここを 38 区画に整備し、来年 4 月から家庭菜園に興味のある市民はもとより、田舎暮らしを求めて移住されてきた方などに貸し農園として開放しようとする事業であります。この事業に係る予算につきましては、総額で 226 万 3,000 円でありまして、その主な内容を申し上げますと、まず 8 節の報償費 3 万円につきましては、農園管理の謝礼であります。11. 需用費のうち消耗品費 380 万円のうち 20 万円につきましては、農園を有害獣の被害から守る簡易電気柵の材料等であります。使用料及び賃借料 2 万 5,000 円につきましては、土地借上料 2 名分であります。工事請負費 180 万円につきましては、農地の区画整理工事費、井戸の掘削工事費等であります。備品購入費 20 万円につきましては、簡易トイレの購入費であります。

2 件目の事業につきましては、有害獣捕獲事業であります。事業の目的につきましては、イノシシ、鹿、猿に加えてハクビシンやキョン等の小型獣の急激な生息数の増加に伴い、農業被害が拡大しており、これまで銃による一斉捕獲やわなによる捕獲に努めてきたところでありますが、さらに取り組みを強化するため、箱わな、くくりわなを設置し、被害の縮減を目指すものであります。事業にかかわる予算の総額につきましては 360 万円であり、主なものを申し上げますと、1 節の報酬 11 万円につきましては、有害鳥獣対策協議会委員報酬でありまして、当初予算に 1 回分を計上してありますが、今回の事業拡大により、今後 2 回の協議会開催を予定しているため追加計上するものであります。需用費の消耗品費 380 万円のうち 360 万円は箱わな等の作成費用であり、内訳を申し上げますと、イノシシ用の箱わな 60 基、猿用の箱わな 14 基、小型獣用箱わな 66 基、くくりわな 66 基であります。

なお、本年度の頑張る地方応援プログラムにつきましては、このほかにもう一件、次世代育成支援対策プロジェクトを国に応募しております。予算につきましては、当初予算に計上しております乳幼児医療費助成事業、児童館事業及び放課後児童健全育成事業を合わせました 4,208 万 1,000 円の事業となっております。また、来年度事業といたしまして、もう一件、勝浦朝市整備プロジェクトをあわせて応募しております。

次に、農地費に移ります。農地費に 22 万円の計上であります。工事請負費 12 万円につきましては、農道維持補修工事で、関谷沼線ほか 1 路線であります。負担金補助及び交付金 10 万円につきましては、かんがい排水整備事業費補助金で、小羽戸川崎原水利組合ほか 1 カ所に対する補助であります。

林業費に 289 万 9,000 円の計上であります。工事請負費 2,415 万円につきましては、小規模治山緊急整備工事費で、鶴原字崖塚地先であります。負担金補助及び交付金 48 万 4,000 円につきましては、流域育成林整備事業費補助金で、森林施業計画の認定を受けました森林所有者の行う下刈り、枝打ち、間伐に対する補助で、全額国の間接補助及び県の補助であります。

水産業費のうち漁港管理費に 28 万円の計上であります。工事請負費 28 万円につきましては、串浜漁港区域内の排水整備工事費であります。

34 ページをお開き願います。商工費であります。商工費のうち商工業振興費に 4 万 5,000 円の計上であります。これにつきましては、神奈川県三浦市で開催されます全国朝市サミットへの参加負

担金であります。

観光費に 48 万円の計上であります。需用費 28 万円につきましては、鶴原観光案内所の屋根の修繕料であります。工事請負費 20 万円につきましては、尾名浦海岸景観整備工事費で、台風 4 号で流出いたしました砂浜の整備工事費であります。

36 ページをお開き願います。土木費であります。道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費に 64 万 4,000 円の計上であります。委託料 64 万 4,000 円につきましては、道路用地登記測量図作成業務委託料で、市道矢名口出水通り 1 号線であります。

道路維持費に 464 万円の計上であります。委託料 144 万円のうち、道路用地境界確定業務委託料 94 万円につきましては、市道鶴原荒川線の貝掛地先であります。市道側溝清掃委託料 50 万円につきましては、勝浦荒川線ほか 5 路線であります。工事請負費 320 万円のうち排水整備工事費 20 万円につきましては、川津の北谷南谷線であります。緊急応急工事 300 万円につきましては、当初予算に 300 万円を計上してありますが、これに対する追加計上分であります。

続きまして、道路新設改良費に 350 万円の計上であります。工事請負費 350 万円につきましては、道路舗装新設工事費で、蟹田の坂下池成線ほか 1 路線であります。

河川費のうち河川改良費に 63 万円の計上であります。河川改修工事費で沢倉地先の法定外水路であります。

住宅費のうち住宅管理費に 160 万円の計上であります。事業費 160 万円につきましては市営住宅の修繕料で、当初予算 300 万円に対する追加計上分であります。

38 ページをお開き願います。消防費であります。非常備消防費 84 万 6,000 円の計上につきましては、千葉県市町村総合事務組合負担金で、消防団員等退職報償金支給事務に要する負担金算出単価の増額改定に伴う追加計上であります。

消防施設費 5 万 8,000 円につきましては、修繕料でありまして、興津班のホース乾燥塔の修繕料であります。

災害対策費に 150 万円の計上であります。委託料 150 万円につきましては、全国瞬時警報システム設置業務委託料で、緊急地震速報や津波警報等の緊急情報をいち早く市民に伝達するため、現在の市の防災行政無線の操作を緊急時に総務省消防庁が自動操作して情報伝達ができるよう市のシステムの改修を図るものであります。

続きまして、40 ページをお開きください。教育費であります。教育費のうち社会教育総務費につきましては、財源の組み替えであります。

市民会館費に 26 万 6,000 円を計上いたしました。内容につきましては、(仮称)市民文化会館建設等審議会委員にかかわる報酬及び費用弁償等で、先進地視察を含め 7 回の会議を予定しております。

保健体育費のうち学校給食費に 27 万円の計上であります。需用費 27 万円につきましては、学校給食共同調理場内の蒸気式の食器消毒保管庫 8 カ所の電磁弁の交換修理にかかわる費用であります。

42 ページをお開き願います。災害復旧費であります。公共土木施設災害復旧費のうち道路橋りょう等災害復旧費に 2,616 万円の計上であります。委託料及び工事請負費ともに 7 月 14 日から 15 日にかけての台風 4 号による災害復旧にかかわる経費であります。まず、委託料 55 万円につきましては、郁文小学校下の法定外水路に崩落いたしました樹木の伐開委託料であります。工事請負費

2,561万円のうち道路災害復旧工事費803万円につきましては、白木の宮野下宿戸線ほか30路線であります。河川災害復旧費1,008万円につきましては、宿戸地先の新戸川ほか14カ所であります。急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事費750万円につきましては、川津宇南谷地先であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。12ページをお開き願います。

分担金及び負担金であります。分担金のうち農林水産業費分担金に24万1,000円の計上であります。林業費分担金24万1,000円につきましては、小規模治山緊急整備事業分担金で、市負担金の15%に当たる受益者負担であります。

国庫支出金であります。国庫負担金のうち民生費国庫負担金に737万4,000円の計上であります。社会福祉費負担金671万2,000円のうち障害者医療費負担金700万6,000円につきましては、自立支援更生医療費の2分の1であります。児童福祉費負担金66万2,000円につきましては、児童扶養手当給付費負担金で、歳出の3分の1であります。

国庫補助金のうち民生費国庫補助金で19万8,000円の減額であります。これにつきましては、地域生活支援事業費補助金で、補助対象事業枠の削減に伴う減額であります。

県支出金であります。県負担金のうち民生費県負担金に335万6,000円の計上であります。社会福祉費負担金335万6,000円のうち障害者医療費負担金350万3,000円につきましては、自立支援更生医療費の4分の1であります。

14ページをお開き願います。県補助金のうち民生費県補助金に90万4,000円の計上であります。社会福祉費補助金90万4,000円のうち地域生活支援事業費補助金31万5,000円につきましては、地域生活支援センター事業費のうち基礎的事業分が補助率2分の1、相談支援事業分は4分の1であります。障害者グループホーム等入居者家賃補助金20万2,000円につきましては、補助率2分の1であります。

農林水産業費県補助金に128万9,000円の計上であります。農業費補助金128万9,000円のうち流域育成林整備事業費補助金48万4,000円につきましては、歳出の全額補助であります。小規模治山緊急整備事業費補助金80万5,000円につきましては、補助率3分の1であります。

委託金のうち総務費委託金で95万2,000円の減額であります。選挙費委託金112万7,000円の減額につきましては、県議会議員選挙事務費委託金で、精算による減額であります。統計調査費委託金17万5,000円及び次の教育費委託金12万5,000円につきましては、ともに事業費相当額を計上したものであります。

寄附金であります。総務費寄附金に200万円の計上であります。財産管理費寄附金200万円につきましては、私有地災害防除事業費寄附金で、川津の津慶寺付近の災害防除工事に際しまして、津慶寺代表役員より工事費の一部として役立てていただきたいということで200万円の寄附をいただいたものであります。

繰越金であります。財政調整といたしまして前年度繰越金に4,282万円を計上いたしました。

なお、参考までに申し上げますと、18年度決算における純繰越金につきましては、2億3,165万1994円となりました。この額から当初予算計上額6,000万円と、6月補正予算から今回の補正予算計上額合わせまして7,129万円を差し引きしました1億36万2,000円が今後の留保財源となります。

16ページをお開き願います。諸収入であります。雑入のうち介護給付費収入に297万9,000円の

計上であります。居宅介護サービス計画費収入で総野園のケアマネジャーの取り扱い件数の増に伴うものであります。次の雑入の 28 万 7,000 円の減額につきましては、勝浦市土地改良区総代選挙が無投票となったため、土地改良区からの選挙費用負担分を減額するものであります。

市債であります。土木債で 330 万円の減額であります。道路橋りょう債 330 万円の減額につきましては、自然災害防止事業債で市道部原川津勝浦線の沢倉地先の落石防止工事にかかわる事業費の確定及び川津の津慶寺付近の市有地災害防除工事に伴う寄附金収入による起債限度額の減額であります。

消防債 130 万円の計上につきましては、全国瞬時警報システムにかかわる防災対策事業債で、充当率 90%を見込んでおります。

臨時財政対策債 950 万円の計上につきましては、起債の限度額の確定による計上であります。

災害復旧債に 2,540 万円の計上であります。公共土木施設災害復旧債 2,540 万円は、現年発生単独災害復旧事業債で、台風 4 号による災害のうち 44 カ所分で、充当率は 100%を見込んでおります。

以上で一般会計補正予算（第 4 号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（末吉定夫君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第 7、発議案を上程いたします。

発議案第 6 号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第 7 号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。水野正美議員。

〔15 番 水野正美君登壇〕

○15 番（水野正美君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第 6 号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第 7 号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件を一括して提案理由の説明を申し上げます。

両案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成 18 年 5 月 31 日に可決・成立、同年 6 月 7 日公布され、また、この法律の施行期日を定める政令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が同年 11 月 22 日に公布され、議会制度に関する事項につきましては、同年 11 月 24 日より施行されております。

この地方自治法の改正により、議会制度につきましては、議長への臨時議会の招集請求権に関する事項、委員会制度に関する事項、電磁的記録による会議録の作成に関する事項などが見直されたところであり、この改正に伴い、勝浦市議会会議規則及び勝浦市議会委員会条例の一部を改正しようとするもので、発議案第 6 号につきましては、委員会において議案を提出する権限を認めるための取り扱いに係る規定並びに会議録の作成について、現状の冊子のみによるものから、電磁的記録

によることもできるよう条項を整備しようとするものであります。

発議案第7号につきましては、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の選任について、議長が会議に諮って選任しておりましたが、会議に諮らず、議長の権限により選任することができるよう規定を整備するとともに、委員会の記録につきましても、電磁的記録によることもできるよう条例を改正しようとするものであります。

何とぞ私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号及び発議案第7号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号及び発議案第7号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第6号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第7号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号及び発議案第7号は原案のとおり可決されました。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月11日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日は休会することに決しました。

散 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。
なお、9月12日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時54分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 市長の行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第43号の総括審議
1. 議案第44号～議案第53号の上程・説明
1. 発議案第6号～発議案第7号の総括審議
1. 休会の件